

山梨大学大村智記念学術館大村記念ホール使用申込手順について

平成30年6月6日 学長裁定

山梨大学大村智記念学術館規程（以下「学術館規程」という。）第8条の規定にかかわらず、学術館規程第3条第1号に規定する大村記念ホールについては、次のとおり使用申込手続を行うものとする。

【本学職員】

- 1 本学職員が、学術館規程第6条第1項に規定する用途により使用申込する場合は、学内総合案内（e-Office Navi）の会議室予約により使用予約を行うとともに、所定の使用申込書を大村智記念学術館事務室（以下「事務室」という。）へ提出する。
なお、学術館規程第9条第1項に規定する使用料等（以下「使用料等」という。）が発生する場合は、不動産使用許可申請書も併せて提出する。
- 2 事務室は使用許可書を発行する。
- 3 使用の際は、使用許可書を持参し、事務室で受付を行う。なお、平日の17時15分以降、休日・祝日等の場合は、総合案内所で受付を行う。
- 4 上記1及び3にかかわらず、学長が必要と認めた場合はこの限りではない。

【本学職員以外の者】

- 1 本学職員以外の者が、学術館規程第6条第1項に規定する用途により使用申込する場合は、事務室へ所定の使用申込書及び使用料等に係る不動産使用許可申請書を提出する。
- 2 事務室は、使用許可書を発行するとともに、学内総合案内（e-Office Navi）の会議室予約により使用予約を行う。
- 3 使用の際は、使用許可書を持参し、事務室で受付を行う。なお、平日の17時15分以降、休日・祝日等の場合は、総合案内所で受付を行う。
- 4 上記1から3までにかかわらず、学長が必要と認めた場合はこの限りではない。

附 則

この裁定は、平成30年6月6日から施行する。